

学校法人大阪YMCA寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人大阪YMCAと称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府大阪市西区土佐堀 1 丁目 5 番 6 号に置く。

第 2 章 目的及び設置する学校

(目 的)

第 3 条 この法人は、キリスト教青年会の精神にもとづき、教育基本法および学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校の名称)

第 4 条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、下記に掲げる学校を設置する。

1. YMCA学院高等学校 通信制課程 (広域・単位制) 総合学科
2. 大阪YMCA学院
3. 大阪YMCA国際専門学校 外国語専門課程、ビジネス専門課程、国際高等課程、教育社会福祉専門課程
4. 大阪YMCAインターナショナルスクール

第 3 章 役員および理事会

(役 員)

第 5 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 5人以上13人以下

(2) 監 事 3人

2 理事は、大阪キリスト教青年会の会員でなければならない。

3 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事会)

第 6 条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。

2 理事会は、随時理事長が招集する。

3 理事会に、議長を置き理事長をもって充てる。

4 理事長は、理事の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

6 理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事会において出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 前項の場合には議長は、理事として議決に加わることができない。

(業務決定の委任)

第7条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事長の職務)

第8条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事)

第9条 この法人の理事の中から常務理事1名をおくことができる。常務理事は理事総数の過半数の議決により理事会において選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。常務理事は理事長を補佐し、日常業務を処理する。

(理事の代表権の制限)

第10条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第11条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事の選任)

第12条 理事は、下記の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の教職員のうち校長の中から評議員会で選任された者1人以上3人以内

(2) この法人の評議員の中から評議員会で選任された者1人以上4人以内

(3) 公益財団法人大阪YMCA代表理事

(4) 公益財団法人大阪YMCA評議員の中より、この法人の理事会で選任された者1人

(5) 前4号により選任された理事の過半数をもって理事会で選任された者1人以上4人以内

2 前項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する理事は、それぞれその職を退いた時は、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第13条 監事は、この法人の理事、職員(校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は評議員以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。ただし3人のうち1人は公益財団法人大阪YMCA監事より選任する。

(監事の職務)

第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること

(4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪府知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

(役員任期)

第 15 条 役員(第 12 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する理事を除く。この条中以下同じ)の任期は 2 年とする。

ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員解任及び退任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(議事録)

第 17 条 議長は理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第 4 章 評議員会及び評議員

(評議員)

第 18 条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、11 人以上 27 人以内の評議員をもって組織する。ただし、評議員の総数は理事総数の 2 倍を超えるものとする。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。
- 5 理事長は評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、この請求があった日から 20 日以内にこれを招集しなければならない。
- 6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 評議員会の議事は出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8 前項の場合には、議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議決事項)

第 19 条 第 40 条第 1 項に規定する場合のほか、次に掲げる事項については、評議員会の議決を要する。

- (1) 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)、及び基本財産

の処分、並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属者の選定
- (8) 収益事業に関する事項

（諮問事項）

第 20 条 下記に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 寄付金品の募集に関する事項
- (2) 剰余金の処分に関する事項
- (3) 寄附行為の施行細則に関する事項
- (4) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

（評議員会の意見具申等）

第 21 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第 22 条 評議員は、下記の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の教職員のうち校長の中から理事会で選任された者 1 人以上 3 人以内。
- (2) この法人の教職員のうち理事会で選任された者 2 人以上 6 人以内。
- (3) この法人が設置する学校を卒業した者で、年齢が満 25 年以上の者のうちから、理事会で選任された者 4 人以上 7 人以内。
- (4) 学識経験者の中より、この法人の理事会で選任された者 4 人以上 11 人以内。

2 前項第 1 号及び第 2 号に規定する評議員は、それぞれその職を退いた時は、評議員の職を失うものとする。

（任 期）

第 23 条 評議員（前条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する評議員を除く。この条中以下同じ）の任期は 2 年とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

（評議員の解任及び退任）

第 24 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1)任期の満了。
- (2)辞任。

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第 25 条 この法人の資産は、次の通りとする。

- (1)財産目録記載の財産
- (2)資産から生ずる果実
- (3)寄附金品
- (4)授業料その他の収入

(資産の区分)

第 26 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の 3 種とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産をもって構成する。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、別紙財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産等の処分の制限)

第 27 条 基本財産、運用財産並びに収益事業用財産中の不動産及び積立金は、これを消費し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事総数の 3 分の 2 以上の議決により、その一部に限り処分することができる。

(運用財産たる現金の運用)

第 28 条 運用財産のうち現金は、確実な有価証券を購入するか、又は確実な信託銀行に信託するか、若しくは郵便貯金あるいは銀行預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 29 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、資産から生じる果実、授業料その他の運用財産をもって支弁する。

(会計の種類)

第 30 条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（学校会計）及び収益事業に関する会計（収益事業会計）とに分ける。

(会計年度)

第 31 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

(予算及び事業計画)

第 32 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(決算及び実績の報告)

第 33 条 決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 決算及び事業の実績は、毎会計年度終了後 2 月以内に、理事長において、監事の意見を付して評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 学校会計の決算上剰余を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し又は次会計年度に繰り越すものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 34 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 35 条 この法人は毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類及び第 14 条第 3 号の監査報告書を各事務所に備えておき、この法人の設置する私立学校に在学する者その他利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第 36 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 2 月以内に登記しなければならない。

第 6 章 収益事業

(収益事業)

第 37 条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため私立学校法第 26 条の規定により下記の収益事業を行う。

- (1) 不動産賃貸業
- (2) 来校者のための駐車場業
- (3) 労働者派遣業

(事業の管理)

第 38 条 理事のうち一人は収益事業担当理事とし、前条の規定によって行う事業について業務を掌握する。

- 2 収益事業担当理事は、理事のうちから理事の互選によって定める。

(利益金の処分)

第 39 条 毎会計年度において、収益事業会計の収支決算上利益金を生じた場合は、理事会の承認を得て、その一部又は全部を学校会計に繰り入れ、その残額は収益事業会計の積立金とする。

第 7 章 解散及び合併

(解 散)

第 40 条 この法人は、私立学校法第 50 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事由によるほか、理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決によって解散する。

- 2 目的たる事業の成功の不能による解散は、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

3 前項の事由による解散は、大阪府知事の認可を受けなければその効力を生じない。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が解散（合併、又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は他の教育の事業を行う者のうちから、評議員の同意を得て理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定されたものに帰属する。

(合併)

第42条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。
2 合併は、大阪府知事の認可を受けなければその効力を生じない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第43条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。
2 寄附行為の変更は、大阪府知事の認可を受けなければその効力を生じない。
3 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、大阪府知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、法人が設置する学校の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会において定める。

この寄附行為は、1954年（昭和29年）6月6日認可、施行する。

この寄附行為は、1983年（昭和58年）1月6日一部変更認可。

この寄附行為は、1987年（昭和62年）4月1日一部変更認可

この寄附行為は、1988年（昭和63年）3月29日一部変更認可

この寄附行為は、1992年（平成4年）12月25日一部変更認可

この寄附行為は、1997年（平成9年）4月1日より施行する。

この寄附行為は、1997年（平成9年）8月18日より施行する。

この寄附行為は、1999年（平成11年）7月30日より施行する。

この寄附行為は、2001年（平成13年）3月30日より施行する。

この寄附行為は、2001年（平成13年）4月1日より施行する。

この寄附行為は、2002年（平成14年）4月1日より施行する。

この寄附行為は、2002年（平成14年）4月17日より施行する。

この寄附行為は、2002年（平成14年）6月24日より施行する。

この寄附行為は、2003年（平成15年）1月22日より施行する。

この寄附行為は、2005年（平成17年）3月31日より施行する。

この寄附行為は、2005年（平成17年）9月30日より施行する。

この寄附行為は、2007年（平成19年）3月14日より施行する。

この寄附行為は、2009年（平成21年）4月1日より施行する。

この寄附行為は、2011年（平成23年）10月12日より施行する。

この寄附行為は、2012年（平成24年）8月1日より施行する。

この寄附行為は、2014年（平成26年）3月26日より施行する。

この寄附行為は、2015年（平成27年）10月26日より施行する。

この寄附行為は、2018年（平成30年）3月29日より施行する。